# 令和6年度 山形県障がい者ピアサポート研修(専門研修)実施要領

#### 1 目 的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を 行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等 の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組みを支援する ことを目的とします。

- 2 主 催 山形県
- 3 主 管 山形県精神保健福祉士協会

#### 4 受講対象者

次の①~④のいずれかに該当し、全ての課程を受講できる方で、<u>令和5年度に山形県障がい者ピアサ</u>ポート研修(基礎研修)を修了した方又は令和6年度に修了予定の方。

- ①就労継続支援A・B型、相談支援事業所等において、ピアサポーターとして従事する又は従事しようとする当事者(障がいの種別及び常勤・非常勤を問わない)
- ②上記①の者と同一事業所内に所属し、上記①の者と協働して管理者等として従事する者又は従事しようとする者
- ③ピアサポーター活動に関心のある当事者 (障がいの種別は問わない)
- ④ピアサポーターの雇用や活用を考えている障がい福祉サービス事業所等の職員

#### 5 研修日程及び会場

	日程	会場
専門研修	令和6年12月2日(月)、12月16日(月)(全2日間)	山形県庁 講堂 (山形市松波2-8-1)

- ※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。
- ※ 山形県庁までのアクセスについては、下記の山形県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.yamagata.jp/020026/kensei/shoukai/about/access.html

※ 基礎研修の修了が要件となります。(令和6年度修了予定の方については、基礎研修の修了ができなかった場合は、受講決定後であっても、本研修の受講はできませんので、御了承ください。)

#### 6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定時にお知らせします。

各講義の後に演習(グループでの話し合い)があります。

長時間の研修ですが、途中休憩をはさみながら進めます。

演習のグループについては、ピアサポーターと管理者等の混合のグループになります。(一部、障がい当事者と管理者が分かれて行う講義・演習があります。)

# 7 受講定員及び選定基準

30 名程度とし、定員を超える申込があった場合は、次の点を考慮して選定します。あらかじめ御了承ください。(先着順ではありません。)

- (1) 山形県内に在住または山形県内の事業所に従事している方
- (2) 上記「4 受講対象者」の①、②に該当する方
  - ※ 当研修は国の実施要綱に基づき実施するもので、国から受講を求められているのは、①、②に 該当する方となっているため。

#### 8 受講申込

(1) 申込方法

# 電子申請

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームから御申込ください。 電子申請完了後、申し込みの際入力したメールアドレス宛に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

## (2) 申込先

やまがた e 申請 山形県電子申請サービス (外部リンク)

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\_detail?tempString=610ypiasupportsnmn

※ 障がい当事者の方で、電子申請が難しい等の御事情がある方は、山形県障がい福祉課まで御連絡ください。

#### (3) 申込締切日

『専門研修』申込締切日:令和6年10月25日(金)17時 時間厳守(先着順ではありません。)

- ※ 令和6年10月25日(金)17時までに必要な事項を全て入力し、「申込むボタン」を押してください。
- ※ 受講決定を行う際の重要な情報となりますので、記載漏れのないよう、必ず記入してください。 また記載内容に虚偽が認められた場合は受講決定を取り消す場合もあります。

## (4) 受講決定

受講の可否の決定は、令和6年11月8日頃までに申請時に入力したアドレスあてにメールで通知する予定です。

受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いします。

受講決定後の受講者の変更はできません。

# 9 修了証書

全科目(講義・演習も含む)を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 10 分以上の遅刻、早退等の場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合(研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用を含む)

## 10 受講料

無料

(ただし、研修会場までの旅費、滞在費等研修にかかる費用は、各事業所または受講者において御負担ください。)

## 11 受講の受講にあたっての合理的配慮について

研修受講において、配慮を必要とすること(車椅子・手話通訳など)がありましたら、お申込みの際 に「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームの「研修受講における配慮すべき事 項」に御入力ください。

詳細を確認するため連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 12 令和6年度の研修体制等 加算要件について

この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障がい者ピアサポート研修に該当します。当該加算の要件を満たすのは、専門研修修了後になります。

また、加算の届出には他にも要件がありますので、届出の際には各事業者において必ず御確認ください。

## 13 その他

- (1) 昼食は各自で御準備ください。なお、県庁内には、食堂・売店があります。
- (2) 修了者については、山形県が修了者名簿を作成・管理し、指定権者等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。修了者名簿には障がいに係る情報は記載しません。
- (3) 受講の際にはマスク着用等の御協力をお願います。また、会場規模が大きいため、個々人に合わせた 温度調整が難しいことがあります。各自上着等で温度調整をお願いします。
- (4) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天 候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- (5) なお、研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページ(下記 URL)に掲載しますので 適宜御確認ください。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/piasupportkensyu.html

#### 14 問い合わせ先

《研修内容・受講申込(電子申請以外)等に関する問い合わせ》

〒991-0041 山形県寒河江市寒河江塩水4番地1

山形県精神保健福祉士協会(担当:本間)

TEL 0237-84-1566 FAX 0237-84-7880

《受講申込(電子申請)に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当(担当:遠藤、綿貫)

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算の算定に関することは各指定権者(県・市町村)にお 問合せください。

サービス種別	指定権者
「計画相談支援」「障がい児相談支援」	各市町村の窓口
上記以外(「自立生活援助」、「地域移行支援」、	山形市・
「地域定着支援」「就労継続支援A型・B型」)	各地域の総合支庁

「障がい福祉サービス指定権者について」(山形県ホームページ)

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/shinseitodokede/siteishougai-siteisinnsei.html

# <専門研修カリキュラム(時間などの詳細は別途お知らせいたします。)>

1日目				
科目名	時間数			
講義	540 分	内容		
1 基礎研修の振り返り	30分	・基礎研修の振り返り		
2 ピアサポーターの基礎と専	40 分	・障がい特性に応じた専門性		
門性				
3 演習①	60 分	・講義「ピアサポーターの基礎と専門性」の振り返り、気		
		づきの共有		
4 ピアサポートの専門性の活	40 分	・障がい特性に応じたピアサポートの専門性を活かすため		
用		の視点		
5 演習②	30分	・講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づ		
	F 10 1	きの共有		
6 関連する保健医療福祉施策	各 40 分	・関連法、関連施策		
の仕組みと業務の実際 (障がい当事者)※				
6 ピアサポートを活用する技術		<u> </u>		
と仕組み(事業所の管理者等)				
× (************************************				
7 演習③ (障がい当事者) ※	各 40 分	-   ・講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際		
	,,	の振り返り、気づきの共有		
7 演習③ (事業所の管理者等)		・講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返		
*		り、気づきの共有		
8 演習④	20分	・障がい当事者、事業所職員別講義及び演習内容について		
		の共有		
2月目				
9 ピアサポーターとしての働	各 30 分	・労働法規		
き方(障がい当事者)※				
9 ピアサポーターを活かす雇		・ピアサポーターを雇用し、協働する上での留意点		
用(事業所の管理者等)※				
10 演習 (障がい当事者) ⑤※	約 40 分	・講義「ピアサポーターとしての働き方」の振り返り、気		
A NATION (		づきの共有		
10 演習 (事業所の管理者等)		・講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づ		
⑤※ 11 セルフマネジメントとバウ	30 分	<ul><li>きの共有</li><li>・ピアサポーターが葛藤しやすい状況</li></ul>		
11 セルノマネンメントとハリー  ンダリー	30 ガ	- ・ヒノリホーターが気靡しやすい状況 - ・病気や障がいを抱えて働く上でのセルフケア		
12 演習⑥	40 分	<ul><li>・</li></ul>		
12 18 19	±0 //	気づきの共有		
13 チームアプローチ	40 分	<ul><li>・所属機関(チーム)におけるピアサポーターの役割と協</li></ul>		
	J	働における留意点		
14 演習⑦	60 分	<ul><li>講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有</li></ul>		
		とし東  東  東  東  東  東  東  東		

<sup>※6、7、9、10</sup> については、障がい当事者と事業所の管理者等が分かれて、それぞれ別室で受講する ものとなります。